USEN Camera サービス契約約款

第 1 章　総則

第 1 条　約款の適用及び構成

1　本約款は、株式会社 USEN Camera Solutions（以下「当社」といいます。）が提供するクラウドカメラサービス（以下「本サービス」といいます。）について、当社と契約者との間の一切の権利義務関係に適用され、利用契約の内容を構成します。

2　本約款は、全てのサービス区分に共通して適用される「共通条項」並びに別紙から構成され、これらは一体として本約款を構成します。

3　本サービスの初期費用、月額利用料金その他の料金（総称して、以下「利用料金」といいます。）は、別紙 4 料金表（以下「料金表」といいます。）の定めによります。ただし、契約者と当社が、利用契約その他の書面において、料金表の定めと異なる料金又は条件（値引きその他の個別の取扱いを含みます。）を明示的に合意した場合に限り、当該合意（以下「個別合意」といいます。）が、合意した事項の限度で料金表の定めに優先します。

4　本約款は、附則に定める日（以下「施行日」といいます。）から適用します。当社が施行日前に定めていた「USEN Camera サービス契約約款」、「USEN Camera ライト契約約款」及び「NEXT クラウドビュー利用規約」（総称して、以下「旧約款等」といいます。）は、施行日をもって廃止します。ただし、次項により旧約款等の定めによるものとされる既存契約については、この限りではありません。

5　施行日以後に成立する利用契約には、本約款を適用します。施行日において現に効力を有する利用契約（以下「既存契約」といいます。）については、次の各号のいずれか早い日から本約款を適用し、当該日の前日までは、なお旧約款等の定めによります。

①　既存契約の契約期間の満了日の翌日（第 9 条に定める自動更新後の期間の初日）

②　当社が第 3 条に定める手続により本約款への変更について周知した場合において、当該周知に係る効力発生時期が到来した日

6　既存契約において、旧約款等に基づく利用契約その他の書面により、料金その他の提供条件について個別合意がある場合、当該個別合意は、その合意した事項の限度で本約款の適用後も効力を有します。

7　本約款の適用前に旧約款等に基づいて生じた契約期間、課金、通知、届出その他の効果は、本約款の相当する規定に基づいて生じたものとみなします。

第 2 条　用語の定義

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
本サービス	当社が提供するクラウド録画・クラウド蓄積型のカメラサービスその他これに付随関連するサービス（AI 分析、人数カウント等を含み、名称又は内容が変更された場合は変更後のものを含みます。）の総称。
利用契約	当社から本サービスの提供を受けるため、本約款に基づき当社と契約者との間に成立する契約。
ライセンス	利用契約に基づき契約者に付与される、カメラその他の対応ハードウェア 1 台（1 接続単位）を本サービスに接続して利用する権限。各ライセンスについて当社が本サービスの利用を可能とした日（以下「ライセンス有効化日」といいます。）は、サービス区分ごとに別紙 1 に定めます。
申込者	当社に対して利用契約の締結を申し込む者。

用語	定義
契約者	当社と利用契約を締結した法人又は事業として利用する個人事業主。
対応ハードウェア	本サービスの利用に必要な機能を備えた、当社が指定するカメラ、Agent Box、ベースユニットその他の機器。
貸与機器	当社が契約者に貸与する対応ハードウェア。
映像データ	対応ハードウェアを通じて撮影・記録された動画、静止画、音声、位置情報、特徴量データ、ログその他のデータの総称。
認証情報	本サービスの利用又は映像データの閲覧に必要な、ID、パスワード、閲覧画面のアドレス等の認証に係る情報。
代行機関	当社が本サービスに関する業務の一部を委託する、当社の指定する者。

第 3 条　約款の変更

1　当社は、次のいずれかに該当する場合、当社の裁量により本約款を変更することができます。

①　本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

②　本約款の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2　当社は、前項による変更にあたり、本約款を変更する旨、変更後の内容及びその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに、当社所定の方法（当社ウェブサイトへの掲示を含みます。）により契約者に周知します。

3　契約者が効力発生時期の到来後に本サービスを利用したときは、契約者は本約款の変更に同意したものとみなします。

第 4 条　業務の委託

当社は、本サービスを円滑に提供するため、利用申込みの取次、料金の請求及び徴収、保守その他の業務の全部又は一部を代行機関に委託することがあります。

第 5 条　サービスの提供区域

本サービスは、日本国内においてのみ提供します。ただし、提供区域内であっても、通信環境その他の条件により本サービス又はその一部を利用できない場合があります。

第 2 章　利用契約

第 6 条　利用契約の申込方法

利用契約の申込みを行おうとする者は、本約款に同意のうえ、当社又は代行機関所定の利用申込書その他の方法により、当社所定の事項を届け出て申込みを行うものとします。申込みを行った者は、本約款及び関連する諸規定の内容を承諾したものとみなします。

第 7 条　契約の成立

利用契約は、当社が前条の申込みを承諾したときに、申込日に遡って成立するものとします。課金の起算その他の取扱いは、第 3 章及び別紙 1 の定めによります。

第 8 条　申込みの承諾

当社は、申込みがあった場合でも、次のいずれかに該当するときは、これを承諾しないことがあります。この場合、当社は承諾しない理由を開示する義務を負いません。

①　申込みの内容に虚偽、誤記又は記載漏れがあることが判明したとき。

②　申込者が、当社に対する債務の履行を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。

③　申込者が、過去に本約款その他当社との契約に違反し、又は本サービス若しくは当社の他のサービ

スの利用を停止され若しくは契約を解除されたことがあるとき。

④ 申込者が、第 22 条に定める反社会的勢力に該当し、又はこれらと関係を有すると当社が判断したとき。

⑤ 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき。

⑥ 申込者が、事業として又は事業のために利用契約を締結する者でないとき。

⑦ その他、当社が申込みを承諾することを適当でないと判断したとき。

第 9 条　契約期間及び自動更新

1 利用契約の契約期間は、利用契約の成立日から、ライセンス有効化日の属する月の翌月 1 日を起算日として 2 年が経過する日の属する月の末日まで（最初の契約期間を、以下「初回契約期間」といいます。）とします。

2 契約者又は当社が、契約期間満了月の前々月末日までに、書面その他当社所定の方法により更新しない旨の意思表示をしない場合、利用契約は同一の条件で更に 2 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

3 第 18 条に定める一時提供休止が適用された場合、利用契約の契約期間は当該休止期間に相当する期間延長されるものとします。

第 10 条　契約内容の変更及び届出義務

1 契約者は、接続台数、プラン（利用申込書に定める本サービスの提供内容の区分をいいます。）、利用先施設、請求先、支払方法その他申込事項に変更が生じる場合又は当社に届け出た氏名・名称・所在地・代表者・連絡先・支払口座等に変更が生じる場合は、速やかに当社所定の方法により当社又は代行機関に届け出るものとし、当社が定める場合には料金表所定の手数料を支払うものとします。

2 前項の届出を怠ったことにより、当社からの通知が不到達又は遅延した場合であっても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。届出を怠ったことにより契約者又は第三者に生じた損害について、当社は責任を負いません。

3 契約者が第 1 項の届出によりプランの変更を行った場合であっても、利用契約の契約期間は変更されず、変更後のプランは、利用契約の残存期間について適用されるものとします。

第 11 条　権利義務の譲渡禁止及び地位の承継

1 契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本約款に基づく権利義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供する等の処分をすることはできません。

2 当社は、利用契約上の地位並びに本約款に基づく権利義務及び契約者情報を、事業譲渡、会社分割その他の事由による事業の承継に伴い第三者に承継させることができるものとし、契約者はこれにあらかじめ同意するものとします。

3 当社は、本サービスに係る利用料金その他の債権の全部又は一部を第三者に譲渡することができます。

4 相続又は合併により契約者の地位を承継した者は、速やかにその旨を証する書類を添えて当社に届け出るものとします。当社は、承継した者が第 8 条各号のいずれかに該当する場合、利用契約を解除することができます。

第 3 章　料金

第 12 条　利用料金

1 契約者は、本サービスの対価として、料金表に定める利用料金を支払うものとします。

2 月額利用料金は、サービス区分ごとに別紙 1 に定める月（以下「課金開始月」といいます。）から利用契約の終了月まで発生するものとし、1 か月を単位として日割計算は行いません。

第 13 条　支払方法

1 当社又は代行機関は、利用料金を当社所定の方法により請求し、契約者は、当社が指定する期日まで

に、当社又は代行機関の指定する方法により支払うものとします。

2　利用料金の支払に係る振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

3　第 21 条に基づき本サービスの提供が停止された場合であっても、契約者は、当該停止期間中の月額利用料金の支払を要します。

第 14 条　遅延損害金

契約者は、利用料金その他の債務の支払を支払期日までに行わないときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 15 条　割増金

契約者は、利用料金その他の債務の支払を不正に免れたときは、その免れた額のほか、免れた額（消費税等相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を、割増金として当社に支払うものとします。

第 16 条　料金の改定

1　当社は、経済情勢の変動その他の合理的な事由があるときは、第 3 条に準じて利用料金を改定することができます。この場合、当社は、改定後の料金及び適用開始日を当社所定の方法により契約者に通知します。

2　契約者は、前項の改定に同意しない場合、第 19 条第 1 項及び第 3 項にかかわらず、適用開始日の前日までに当社所定の方法により通知することにより、利用契約を解約することができます。この場合、第 19 条第 2 項にかかわらず、当社は当該解約に係る違約金及び解約事務手数料を請求しません。契約者が適用開始日の前日までに解約せず、かつ適用開始日以後に本サービスを利用したときは、契約者は当該改定に同意したものとみなします。

第 17 条　既払料金の不返還

当社は、契約者が既に支払った利用料金を、本約款に特段の定めがある場合を除き、理由のいかんを問わず返還しません。

第 4 章　一時提供休止・解約・解除

第 18 条　一時提供休止

1　契約者は、次の各号のすべてを満たす場合に限り、当社に対し本サービスの一時提供休止を申し出ることができ、当社が可能と判断したときは、これを認めるものとします。

①　休止を希望する月の前々月末日までに、当社所定の方法により当社又は代行機関に通知すること。

②　休止の開始日が月の初日、終了日が月の末日であり、かつ休止期間が 6 か月を超えない範囲で月単位で定められていること。

③　料金表に定める一時提供休止手数料を支払うこと。

2　当社は、一時提供休止を開始した月から提供を再開した月の前月までの月額利用料金を請求しません。契約者が当該期間の月額利用料金を前払いしている場合、当社はこれを再開後の利用料金に充当し、返還は行いません。

3　累積した休止期間が最初の休止開始月から 12 か月以内に 6 か月を超えた場合、当該休止は自動的に終了するものとし、当社は本サービスの提供を再開するとともに、再開月以降の月額利用料金の請求を再開するものとします。

4　契約者は、一時提供休止期間中も第 30 条に定める認証情報の管理責任を負うものとします。

第 19 条　契約者による解約

1　契約者は、契約期間中は、原則として利用契約を解約することができません。

2　前項にかかわらず、初回契約期間中に、契約者の都合により契約期間の満了前に利用契約の全部又は一部が解約され、又は契約者の責めに帰すべき事由により利用契約が終了した場合、契約者は、解約日又

は終了日の属する月の翌月から契約期間満了月までの残期間について、１契約単位（ライセンス又は機器をいいます。）あたりの月額利用料金に、残期間の月数及び解約又は終了の対象となる契約単位数を乗じた額を、違約金として当社に支払うものとします。初回契約期間の満了後（第９条第２項に基づく更新後）に解約又は終了があった場合は、契約者は、料金表に定める解約事務手数料を当社に支払うものとします。ただし、料金表に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

3　契約者が前項の解約を行おうとする場合、解約を希望する日の属する月の前々月末日までに、当社所定の書面により当社又は代行機関に通知するものとします。解約の通知は契約者本人が行うものとし、当社は契約者以外からの通知を受け付けません。

4　契約者がサービス区分を変更する場合は、従前のサービス区分に係る利用契約を解約し、新たなサービス区分に係る利用契約を締結するものとします。この場合、従前のサービス区分に係る解約には第２項が適用され、新たなサービス区分に係る契約期間は、第９条に従い新たに開始するものとします。

第 20 条　当社による解除

1　当社は、契約者が次のいずれかに該当したときは、何らの催告を要することなく本サービスの提供を停止し、又は直ちに利用契約の全部若しくは一部を解除することができます。

①　利用料金その他の債務の支払を怠ったとき。

②　本約款のいずれかの条項に違反したとき。

③　第 31 条に定める禁止事項を行ったとき。

④　支払停止若しくは支払不能となり、又は破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これらに類する手続の開始の申立てがあったとき。

⑤　自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなったとき。

⑥　差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てを受けたとき、又は租税公課の滞納処分を受けたとき。

⑦　監督官庁による営業の許可取消し、停止その他の処分を受けたとき。

⑧　解散の決議をし、又は事業を廃止したとき。

⑨　第 22 条に定める表明・確約に反したとき。

⑩　その他、信用状態が悪化し、又は利用契約の継続が困難であると当社が判断したとき。

2　前項により当社が利用契約を解除したときは、契約者は当然に期限の利益を喪失し、直ちに当社に対する一切の債務を弁済するものとします。この場合、契約者は、第 19 条第２項に定める違約金又は解約事務手数料を当社に支払うものとし、当社は前払された利用料金を返還しません。

3　当社は、本条に基づく停止又は解除により契約者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負いません。また、当社の契約者に対する損害賠償請求権は、本条による解除によって妨げられません。

第 21 条　サービスの停止・中断

1　当社は、次のいずれかに該当する場合、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができます。

①　本サービスに係る設備・システムの点検又は保守を定期的又は緊急に行う場合。

②　設備、通信回線等が事故により停止した場合。

③　天災地変その他の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合。

④　当社以外の第三者が提供するサービスであって本サービスと連携するもの（以下「外部サービス」といいます。）にトラブル、中断、停止、連携停止又は仕様変更等が生じた場合。

⑤　その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合。

2　当社は、本条に基づく停止又は中断により契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 22 条　反社会的勢力の排除

1　契約者及び当社は、現在及び将来にわたり、自ら（役員及び実質的に経営を支配する者を含みます。）

が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び反社会的勢力と資金提供その他の関係を有しないことを表明し、確約します。

2　契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求、脅迫的言動若しくは暴力、風説の流布・偽計・威力による信用毀損又は業務妨害その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。

3　契約者及び当社は、相手方が前二項に違反した場合、何らの催告を要することなく利用契約を解除することができます。この場合、解除により相手方に生じた損害について、解除した当事者は責任を負いません。

第5章　対応ハードウェア

第23条　対応ハードウェアの準備及び提供

1　本サービスの利用に必要な対応ハードウェア並びに電気通信設備、通信回線その他の通信環境の準備及び維持は、別紙1に別段の定めがある場合を除き、契約者が自己の責任と費用において行うものとします。

2　当社が別紙1に基づき対応ハードウェアを貸与又は販売する場合の条件は、別紙1の定めによります。対応ハードウェアの自動ソフトウェア更新その他当社の責めに帰さない事由により生じた事象について、当社は責任を負いません。

第24条　貸与機器の管理及び返還

1　当社が対応ハードウェアを貸与する場合、契約者は、善良な管理者の注意をもってこれを管理し、本サービスの利用以外の目的に使用してはならず、設置場所の変更、譲渡、転貸、担保設定、分解、改造、日本国外への持出しその他当社が禁止する行為を行ってはなりません。

2　利用契約が終了したとき、又は当社が機器の返還を求めたときは、契約者は、自己の責任と費用において、蓄積データを消去し、貸与時の状態に復したうえ、当社所定の方法により速やかに貸与機器を返還するものとします。契約者が返還しないときは、当社はこれを回収することができ、回収に要した費用は契約者の負担とします。

3　契約者が期日までに貸与機器を返還しないときは、当社は、返還すべき日から返還完了の日までの期間に相当する月額利用料金相当額を請求することができます。

4　契約者は、貸与機器の盗難、紛失又は毀損があった場合には、速やかに当社に届け出るものとします。第三者が貸与機器を利用した場合であっても、当社は、契約者による利用とみなして取り扱います。

5　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない場合、貸与機器を同等の機能を有する他の機器に変更し、又は貸与機器の修理にあたり後継品、再生品もしくは代替品を使用することがあります。

第25条　貸与機器の紛失・損害金

契約者は、貸与機器を毀損した状態で返還した場合、又は滅失、紛失、盗難その他の理由により返還できない場合には、料金表に定める紛失・損害金を当社に支払うものとします。

第6章　映像データ及び個人情報

第26条　映像データの権利帰属及び取扱い

1　契約者が本サービスを通じて送信した映像データに係る知的財産権は、契約者又は契約者に権利を許諾した者に帰属します。ただし、契約者は、当社が本サービスの提供・運営・改善に利用することを、あらかじめ承諾します。

2　契約者は、前項の利用許諾に必要な権利を有することを表明し、保証します。

3　当社は、契約者の事前の同意を得ずに映像データを第三者に提供しません。ただし、①法令に基づく場合、②人の生命・身体・財産の保護のために必要で契約者の同意取得が困難な場合、③公衆衛生の向上又は児童の健全育成のために特に必要で同意取得が困難な場合、④国等の事務遂行への協力に必要で同意取得により事務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りではありません。なお、当社が本サービスの運営に必要な範囲で映像データの取扱いを委託する場合、及び事業の承継に伴い提供される場合は、本項における第三者への提供に該当しないものとします。

4　当社は、本サービスの運営に必要な範囲で映像データを閲覧することができ、本約款に違反すると判断した場合には、事前の通知なく当該映像データの全部又は一部を非公開又は削除することができます。当社は、これにより契約者に生じた損害について責任を負いません。

第 27 条　データの保存及びバックアップ

1　映像データは、電気通信設備、当社設備又は通信経路上の各種設備の不具合・障害等により消失することがあります。当社は、消失した映像データの復元を行わず、消失に起因する損害について責任を負いません。

2　当社は、本サービスの内容として当社が保存する場合を除き、映像データを保存する義務を負いません。契約者は、必要な場合には自己の責任と費用においてバックアップを行うものとします。

第 28 条　個人情報の取扱い

1　当社は、本サービスに関連して取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）及び当社が別途定める「個人情報保護方針」並びに「個人情報の取扱いについて」（以下「プライバシーポリシー」といいます。）に従い、適正に取り扱います。

2　当社は、契約者の個人情報を、利用契約の締結・履行・変更・解約、本サービスの提供、カスタマーサポート及びテクニカルサポート、当社及び第三者の商品・サービスの案内及び販売の勧誘、新サービスの開発のための調査・分析、統計資料の作成その他プライバシーポリシーに定める目的のために利用することがあります。

3　契約者は、被写体、契約者の従業員その他の第三者の個人情報（映像データに含まれる場合を含みます。）を扱うにあたり、個人情報保護法その他の法令を遵守し、利用目的の通知・掲示その他必要な手続を自己の責任と費用において行うものとします。当該取扱いに起因して指定利用者その他の第三者に生じた損害について、当社は責任を負わず、契約者が自己の責任と費用でこれを処理します。

第 29 条　被写体のプライバシー及び肖像権

契約者は、本サービスを利用した撮影にあたり、自己の責任において、被写体のプライバシー、肖像権その他の第三者の権利に配慮するものとします。当該権利に関して契約者と第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と費用によりこれを解決し、当社は一切の責任を負いません。

第 30 条　認証情報の管理

1　契約者は、自己の責任において認証情報を管理し、これを第三者に利用させ、貸与し、譲渡し、又は売買してはなりません。

2　認証情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等により生じた損害について、当社は責任を負いません。認証情報を利用して行われた行為は、契約者による行為とみなします。

3　契約者は、認証情報の漏えい、盗難又は不正使用を認識した場合、直ちに当社に通知し、当社の指示に従うものとします。当社は、必要と認めた場合、認証情報を無効化し、又はその内容を変更することができます。認証情報は利用契約の終了時に失効します。

第 7 章　禁止事項・サービスの変更・免責・保証・保守

第 31 条　禁止事項

1　契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはなりません。

① 本約款又は利用契約に反する方法で本サービスの提供を不正に受け、又は受けようとする行為。
② 当社、他の契約者又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉その他の権利又は利益を侵害する行為（映像データの撮影・送信・保存を含みます。）。
③ 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為、猥褻な情報若しくは青少年に有害な情報を送信する行為。
④ 法令又は契約者の所属する業界団体の内部規則に違反する行為。
⑤ コンピュータ・ウイルスその他の有害なプログラムを含む情報を送信又は保存する行為。
⑥ 本サービスのアクセス制御機能を解除・回避する行為、又は逆アセンブル・逆コンパイル・リバースエンジニアリング等を行う行為。
⑦ 映像データを連続してダウンロードする等、当社設備又は電気通信設備に過度の負荷をかける行為。
⑧ 本サービスの運営を妨害し、又は他の契約者に障害を生じさせる行為。
⑨ 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の認証情報その他の情報を取得する行為。
⑩ 長時間の架電、同様の問い合わせの過度な繰り返し又は義務若しくは理由のないことの強要により、当社の業務に著しい支障を生じさせる行為。
⑪ その他、当社が不適切と判断する行為。

2 当社は、契約者の行為が前項各号に該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合、事前の通知なく本サービスの利用停止、契約者が本サービスを通じて送信・保存した情報（映像データ等のコンテンツ）の削除、その他必要な措置を講じることができ、これにより契約者に生じた損害について責任を負いません。

第 32 条　サービスの変更・廃止

1 当社は、業務上の都合により、本サービスの内容の全部又は一部を変更することができます。
2 当社は、本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社所定の方法により契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3 当社は、本条による変更又は廃止により契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 33 条　保証の否認

1 契約者は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、本サービスを利用してなされた一切の行為及びその結果について責任を負います。
2 当社は、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能・品質・正確性を有すること、映像データを常時保存又は配信できること、外部サービスとの連携が維持されること、及び本サービスの利用が契約者に適用される法令・業界規則に適合することについて、明示又は黙示を問わず何らの保証も行いません。
3 AI 分析、人数カウントその他の解析機能を提供する場合であっても、その正確性・完全性を保証するものではなく、検知漏れ・誤認識・誤カウント等が生じ得ることを、契約者はあらかじめ了承します。

第 34 条　免責及び責任の制限

1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者に生じた損害を賠償します。
2 前項の場合において、当社が賠償する損害の額は、本サービスが全く利用できない状態が生じた月における当該契約者の本サービスに係る月額利用料金の額を限度とします。ただし、当該状態が 2 か月以上にわたって継続した場合は、その継続した各月における月額利用料金の合計額を限度とします。
3 前二項の場合を除き、当社は、本サービスの提供、中断、停止、終了、利用不能若しくは変更、映像デ

ータその他の情報の削除若しくは消失、機器の故障若しくは損傷その他本サービスに関連して契約者又は第三者に生じた損害について、賠償の責任を負いません。

4　当社は、次に掲げる事由並びにこれに起因して契約者又は第三者に生じた損害について、賠償その他の責任を負いません。

① 天災、事変、騒乱、降雨減衰その他の不可抗力に起因する本サービスの障害。

② 当社の責めに帰さない事由に起因する本サービスの障害。

③ 逸失利益、事業機会の喪失、データの消失その他の間接損害、特別損害及び付随的損害（当社がその発生を予見し又は予見し得た場合を含みます。）。

④ 契約者が用意した電気通信設備、通信回線若しくは対応ハードウェア以外の製品若しくはソフトウェア、又は対応ハードウェアの自動ソフトウェア更新に起因する損害。

⑤ 他の契約者又は第三者の行為に起因する本サービスの障害。

第 35 条　契約者の賠償責任

1　契約者は、本約款に違反し、又は本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

2　契約者による本サービスの利用に関連して、当社が第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と費用によりこれを処理・解決し、当社が第三者に支払を余儀なくされた金額を当社に賠償するものとします。

第 36 条　保守の範囲

1　当社は、本サービスに不具合が生じたときは、電話でのサポート、閲覧画面の遠隔確認、訪問点検等の保守作業を行い、その料金は本サービスの利用料金に含まれます。ただし、離島又は当社が指定する遠隔地への訪問に要する交通費の実費は契約者の負担とします。保守作業の基本受付時間は平日 10 時から 18 時までとし、訪問時間は契約者の希望に添えない場合があります。

2　保守作業の結果、対応ハードウェアの修理又は交換が必要となった場合の作業及び費用の負担は、別紙 1 の定めによるほか、契約者と当社が協議のうえ定めます。当社の責めに帰さない事由による故障等の費用は、契約者の負担とします。

3　当社が契約者のネットワーク設定又は再設定を行う場合において、当社の予見の有無にかかわらず、当該ネットワークに接続された対応ハードウェア以外の契約者又は第三者のシステム・ソフトウェア・機器等に損害が生じても、当社は責任を負いません。

4　本条の保守作業は、不具合の完全な解消又はその発生の未然防止を保証するものではありません。

第 8 章　一般条項

第 37 条　秘密保持

1　契約者及び当社は、利用契約に関して相手方から開示され又は知り得た営業上又は技術上の秘密（以下、「秘密情報」といいます。）を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはなりません。ただし、①開示前に既に公知であった情報、②開示後に自己の責めによらず公知となった情報、③開示前に既に自ら保有していた情報、④正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに入手した情報、⑤独自に開発した情報は、この限りではありません。

2　前項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、当社が第 4 条に定める代行機関その他の委託先、又は弁護士その他法令上の守秘義務を負う専門家に対し、必要な範囲で秘密情報を開示することができるものとします。

3　法令又は司法・行政機関により開示を求められた場合、契約者及び当社は、必要最小限の範囲で開示できるものとします。

第 38 条　通知及び連絡

本サービスに関する当社から契約者への通知・連絡、及び契約者から当社への連絡は、当社の定める方法により行うものとします。当社ウェブサイトへの掲示による通知は、掲示された時に効力を生じるものとします。

第 39 条　完全合意

本約款（料金表及び利用契約その他の書面を含みます。）は、本サービスに関する当社と契約者との完全な合意を構成し、利用契約の成立前における口頭又は書面による一切の合意、表明及び了解に優先します。

第 40 条　分離可能性

本約款のいずれかの条項又はその一部が法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、残余の規定及び当該条項の残部は継続して有効に存続します。この場合、当社及び契約者は、無効又は執行不能とされた部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるよう、必要な範囲で誠実に協議します。

第 41 条　存続規定

1　第 10 条第 2 項、第 11 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 19 条第 2 項、第 20 条第 2 項及び第 3 項、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条から第 30 条まで、第 34 条、第 35 条、第 39 条から第 43 条までの規定は利用契約の終了後も有効に存続します。

2　第 37 条の規定は、利用契約の終了後 3 年間、有効に存続します。

第 42 条　準拠法

本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法を準拠法とします。

第 43 条　合意管轄

本約款又は利用契約に起因し又は関連する一切の紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2026 年□月□日　施行

別紙１　サービス別特則

各サービス区分に固有の事項は、サービス別特則（以下「本特則」といいます。）に定めるとおりとします。契約者には、契約者が利用するサービス区分に対応する定めのみが適用されます。本特則と共通条項との間に齟齬がある場合は、当該サービス区分に関する限り本特則が優先します。

第１　USEN Camera ライトに関する特則

1　利用開始日は、ライセンス有効化日とし、課金開始月はライセンス有効化日が属する月の翌月とします。なお、契約単位は接続ライセンス（接続台数）とします。

2　対応ハードウェアは契約者が自己の責任と費用において準備するものとします。ただし、Agent Box は当社が契約期間中貸与するものとし、その余の対応ハードウェアは契約者の求めに応じて当社が販売する場合があります。

3　対応ハードウェアの売買を当社が行う場合の条件（引渡し、検査、設置工事、代金支払、クレジット・リース、所有権移転、危険負担、保証期間１年等）は、別紙２「対応ハードウェアの売買に関する特則」の定めによります。

第２　USEN Camera（スタンダード・SD・SD プラス）に関する特則

1　利用開始日は、当社が貸与機器の全てを引き渡した日とし、課金開始月は利用開始日の属する月の翌月１日とします。本サービスは、AI 分析サービス、端末保存型 IP カメラ・サービス及びクラウド保存型 IP カメラ・サービスから構成されます。

2　本サービスの利用に必要な貸与機器は、当社が契約者に貸与し、設置は当社が行います。契約者は、取付けに造作への貫通・損傷等を伴うことを了承し、利用契約終了時の原状回復は契約者の責任において行うものとします。

3　AI 分析サービスにおいて、AI センサーカメラが撮影した来店客の顔画像から、データを生成します（生成したデータを、以下「特徴量データ」といいます。）。撮影された画像は特徴量データ生成後直ちに削除され保存されません。特徴量データは最長６か月間保存され、生成日から６か月経過日に消去されるほか、１対象店舗（契約者が本サービスを利用する場所として指定した店舗又は施設をいいます。以下同じとします。）当たりの合計が１万人分を超えたときは最も古いものから自動的に消去されます。当社は、契約者の委託先として、AI 分析サービスの提供に必要な範囲で特徴量データを取得・利用します。

4　AI 分析サービスは、来店客の性別・年齢等を推定するものであり、完全かつ正確な分析を保証しません。被写体の角度・外見、機器・通信環境、設置方法・設置場所により、検知漏れ・誤認識が生じ得ます。設置方法及び設置場所は契約者の責任において決定します。

5　当社は、契約者に USEN CameraID（IP カメラごとに設定される IP カメラ ID を含みます。）を付与します。契約者は、対象店舗の従業員等に USEN Camera 視聴アプリをインストールさせて本サービスを利用させることができ、USEN CameraID を用いて行われた行為及び対象店舗の従業員等が行った行為は、すべて契約者による行為とみなします。契約者は、これらの ID を、操作を認めた者以外の第三者に開示又は漏えいしてはなりません。

6　タブレットへの USEN MEMBERS、USEN Camera 設定アプリ及び USEN Camera 視聴アプリのインストール、設定、バージョンアップ又は再インストールは当社が行うものとし、契約者は自らこれらを行ってはなりません。USEN Camera ViewerHD、その他当社が提供するアプリの利用に必要なタブレット等の機器は、当社が契約者に貸与します。

7　USEN MEMBERS、USEN Camera 設定アプリ、USEN Camera 視聴アプリ、USEN Camera ViewerHD その他当社が提供するアプリに関する一切の知的財産権は、当社又は当社に使用を許諾している者に帰属します。契約者は、スマートフォン若しくはパソコンの OS の更新等に伴い当該アプリの動作に不具

合が生じる可能性があること、及び当社が当該不具合の解消を保証しないことを、あらかじめ了承します。当該アプリの利用により生じた通信量の増加、機器の不具合その他の損害について、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

8 契約者は、貸与機器の利用に必要な消耗品及び貸与機器の動作に必要な電気料金その他の費用を負担します。当社は、監視システム等を通じて貸与機器の死活監視等を行い、貸与機器内のコンピュータプログラムが停止していることが判明した場合には、契約者に通知することなく遠隔操作により当該貸与機器の再起動を行うことがあります。遠隔操作により解決しない障害については、当社は出張修理を案内します。

9 映像データは、当社の定める期間の範囲で契約者が設定した期間、IP カメラ若しくは貸与機器に搭載した SD メモリーカード又はクラウド型サーバに保存されます。当社は、契約者が本サービスを通じて取得する情報を保存する責任を負わず、契約者は自己の責任と費用においてバックアップを行うものとします。

第 3　NEXT クラウドビューに関する特則

1 利用開始日は、対応ハードウェア設置の日の属する月の翌月 1 日とし、課金開始月は、利用開始日の属する月とします。本サービスには、インターネットに接続しない環境下での録画、保存又は視聴を含みます。

2 対応ハードウェア、スマートフォンその他の機器及び通信環境は、契約者が自己の責任と費用において準備・維持し、ウイルス感染防止・不正アクセス防止等のセキュリティ対策を講じるものとします。当社が機器を販売する場合の条件は、別途書面により定めます。

3 共通条項第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、契約者が解約又は更新拒絶の申出を行った後に契約の更新を希望する場合、当社は、解約月又は契約期間満了月の 19 日までの申出に限り更新に応じるものとします。なお、同月 20 日以降の申出の場合、更新は行われず、解約日又は契約期間満了日に映像データは消去されます。

4 当社は、本サービスに関連するサービスを提供する場合があります。関連サービスについても、当社が別段の定めをしない限り、本約款の内容が適用されるものとします。

5 当社は、本サービスに付随関連して、オプションサービスを提供する場合があります。オプションサービスについても、本約款の内容が適用されるものとします。ただし、オプションサービスの利用に際し、セーフィー株式会社が提供する「Safie Developers」を利用する場合は、Safie Developers 利用規約（https://developers.safie.link/terms-of-service に掲示されるものをいい、URL が変更された場合は変更後のウェブサイトに掲示されるものを含みます。）の内容が適用されるものとし、当社は、Safie Developers の利用に関連して生じたいかなる責任も負いません。

6 オプションサービスの利用料金は、共通条項第 13 条の定めにかかわらず、当社と契約者が合意した金額とし、契約者は当社が定める支払方法により支払うものとします。なお、振込手数料は契約者の負担とします。

7 Safie AI People Count サービス（以下「AI People Count」といいます。）は、本サービスを通じて撮影された映像データを解析することにより、撮影された映像中の人物の位置を検出し、人物数のカウント等を行うことができるオプションサービスです。契約者は、本サービス及び AI People Count の利用に際し、以下の各号の定めに従うものとします。

① 契約者は、本サービス及び AI People Count の利用に際し、第三者の人格権を侵害しないことを表明し保証します。

② 契約者は、AI People Count の内容として当社が提供する映像中の人物の位置検出及び人物数のカウント等の正確性は保証されたものではなく、対応ハードウェアその他の AI People Count の利用に供する装置、ソフトウェア又は通信網の瑕疵、障害、動作不良又は不具合その他の事由により、位置検出の失敗

又は誤カウントが起こる場合があることを認識し、了承するものとします。また、当社は、AI People Count を利用することにより契約者に損害が生じた場合であっても、当社に故意又は重大な過失のある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

8　当社は、本サービス及び AI People Count を利用することにより契約者が取得した個人情報について、個人情報保護法上の個人データである個人情報の取り扱いの一部の委託として取り扱うとともに、当該個人情報の運用を契約者から受託するものとします。契約者は、個人情報保護法を遵守し、AI People Count における個人情報の保有者たる個人情報取扱事業者として個人情報を適切に取り扱うとともに、適切な安全管理措置を採用及び運用することを表明し保証します。

9　当社は、契約者が、本サービス及び AI People Count の利用に関して個人情報保護法及び関連する法令等を遵守するに際して、当社が必要と認める支援を行うこととします。

10 AI-App 人数カウントサービス（以下「AI-App 人数カウント」といいます。）は、本サービスを通じて撮影された映像データを解析することにより、撮影された映像中の人物の位置検出、滞留検知及び人物数のカウント等をすることができるオプションサービスです。AI-App 人数カウントの利用条件は、NEXT クラウドビューに関する特則第 7 項から第 9 項における AI People Count の利用条件を準用します。この場合、同各項における「AI People Count」は「AI-App 人数カウント」と読み替え、第 7 項②における「映像中の人物の位置検出及び人物数のカウント等」は「映像中の人物の位置検出、滞留検知及び人物数のカウント等」と、「位置検出の失敗又は誤カウント」は「位置検出又は滞留検出の失敗若しくは誤カウント」と読み替えるものとします。

11 USEN Security Alert サービス（以下「USEN Security Alert」といいます。）は、本サービスを通じて撮影された映像データを解析することにより、撮影された映像中の人物の位置を検出する等の処理を行い、当該人物を検出・検知次第、契約者が通知を受ける設定を有効にしている場合に限り、契約者が別途購入した USEN Security Alert 対応機器（以下「威嚇デバイス」といいます。）が光及び音等による威嚇を行い、契約者に通知を行うオプションサービスです。通知の設定が有効になっている間に人物その他の対象が検知された事象を「不法侵入等」と総称します。

12 USEN Security Alert の利用条件は、NEXT クラウドビューに関する特則第 7 項から第 9 項における AI People Count の利用条件を準用します。この場合、同各項における「AI People Count」は「USEN Security Alert」と読み替え、第 7 項②における「映像中の人物の位置検出及び人物数のカウント等」は「不法侵入等の検知等」と読み替え、「位置検出の失敗又は誤カウント」は「人物の検知漏れや誤認識」と読み替えるものとします。

13 USEN Security Alert において、威嚇デバイスの所有権は契約者に、映像データの知的財産権は、契約者又は契約者に権利を許諾した者に帰属します。不法侵入等検知の通知に基づく通報その他の対応は全て契約者が自己の責任において行うものとし、当社はこれら（不法侵入等に対する駆けつけも含みます。）に一切関与しません。また、当社は本サービスの運営又は保守に必要な範囲での映像データの閲覧を除き、事故又は危害の発生につながる情報の把握を目的とする活動は行いません。威嚇デバイスによる光及び音等の威嚇（誤作動によるものを含みます。）に起因して契約者と第三者との間に生じた紛争は、契約者が自己の責任と費用により解決するものとします。

14 当社指定の SIM カードを利用する場合、契約者はこれを本サービスの利用以外に使用できず、目的外使用が判明したときは、当社は事前の通知又は催告なく利用を停止できます。当社は、SIM カードに係る通信事業者による通信の制限又は停止について責任を負いません。

別紙２　対応ハードウェアの売買に関する特則

第１条（本特則の適用範囲）
本特則は、本約款に基づき、当社が契約者に対して、対応ハードウェアを販売する場合に適用する条件を定めたものです。

第２条（契約の成立）
対応ハードウェアの売買契約は、契約者の提出する注文書と当社の発行する注文請書の交換又は契約者から当社に提出する利用申込書に、当社が承諾することによって成立するものとします。なお、契約者は、対応ハードウェアのうちモバイルデータ通信サービスに該当する機器の購入を希望する場合は、別途当社が提示する「モバイルデータ通信サービス約款」に同意のうえ、注文書の提出又は利用申込を行うものとします。

第３条（引渡）
1.当社は、注文請書又は利用申込書に記載の期日までに契約者に対応ハードウェアを引き渡すものとします。
2.対応ハードウェアの引渡場所は契約者の指定する場所とし、指定場所での契約者の受領をもって契約者への引渡は完了します。
3.引渡場所までの運賃は、原則として当社の負担とします。

第４条（納品）
契約者は、当社より対応ハードウェアを受領した後、その対応ハードウェアを検査するものとし、その対応ハードウェアが種類、品質又は数量に関して売買契約の内容に適合しないものである場合には、受領後７日以内に当社に通知するものとします。なお、当社は、かかる通知のあった対応ハードウェアについては、自らの費用をもって代替品の引渡又は不足分の引渡しを行うものとします。

第５条（設置工事）
1.当社は、売買契約に基づき、契約者の指定する場所において対応ハードウェアの設置工事を行うものとします。
2.設置工事の代金は、注文請書又は利用申込書に記載のとおりとします。
3.契約者は、第３条の引渡期日までに設置場所の環境を整え、必要な電源工事等を行い工事受け入れの準備を完了するものとします。
4.契約者は、当社から設置工事が完了した旨の連絡を受けたときは、設置工事の完成を確認するための検査をするものとし、その設置工事が種類又は品質に関して売買契約の内容に適合しないものである場合には、連絡を受けた時から７日以内に当社に通知するものとします。なお、当社は、かかる通知のあった設置工事については、当社の費用をもって修補するものとし、修補後の設置工事も本項本文の設置工事に準じて取り扱うものとします。
5.契約者が当社に第１項の設置工事を注文した場合、第３条の対応ハードウェア引渡は、当社の設置工事完了時に完了するものとします。
6.当社が第１項の設置工事を請負う場合、動作確認を行う上で対応ハードウェアの工場出荷時の初期パスワードを利用することがあります。なお、契約者はあらかじめ当社が工場出荷時の初期パスワードを利用することに同意します。

7.契約者が別途利用する電気通信設備の変更による、対応ハードウェアの WPS の設定変更を当社が行う場合、契約者は当社の請求に従いカメラネットワーク設定費を支払うものとします。

第６条（代金支払）
1.契約者は、当社から買受けた対応ハードウェア及び設置工事の代金を、当社からの請求に基づき、注文請書又は利用申込書に記載の期日までに、当社の指定する金融機関口座への振込により、当社に支払うものとします。なお、支払の際の金融機関手数料は契約者の負担とします。
2.契約者は、前項の代金の支払を遅延したときは、支払い期日の翌日から、実際に支払いのあった日までの日数について年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第７条（クレジット契約）
1.契約者は、当社の提携するクレジット会社等とクレジット契約を締結することができます。この場合、売買契約は第２条の規定にかかわらず、契約者とクレジット会社等とのクレジット契約が成立することを条件として、成立するものとします。
2.クレジット契約が不成立の場合には、契約者は当社の承諾を得て第６条第１項の方法により対応ハードウェア及び設置工事の代金を支払うものとします。
3.契約者の責めに帰すべき事由によりクレジット会社からクレジット契約の承認が得られず、第６条第１項の方法による支払も行われない場合は、当社は利用契約及び売買契約を解除し、契約者に対して、利用契約及び売買契約の締結及び履行並びに履行の準備に要した通常の費用の相当額を損害賠償請求できるものとします。

第８条（リース契約）
1.契約者は、当社の提携するリース会社等とリース契約を締結することができるものとします。この場合、売買契約は第２条の規定にかかわらず、契約者とリース会社等とのリース契約が成立することを条件として成立するものとします。
2.リース契約が不成立の場合には、契約者は当社の承諾を得て第６条第１項の方法により対応ハードウェア及び設置工事の代金を支払うものとします。
3.契約者の責めに帰す事由によりリース会社からリース契約の承認が得られず、第６条第１項の方法による支払も行われない場合は、当社は利用契約及び売買契約を解除し、契約者に対して利用契約及び売買契約の締結及び履行並びに履行の準備に要した通常の費用の相当額を損害賠償請求できるものとします。

第９条（所有権の移転）
1.対応ハードウェアの所有権は、対応ハードウェアの代金決済と同時に当社から契約者に移転するものとします。
2.前項の定めにかかわらず、対応ハードウェアの売買がクレジット契約又はリース契約による場合、対応ハードウェアの所有権は、クレジット会社等又はリース会社等による対応ハードウェアの代金決済と同時に、当社からクレジット会社等又はリース会社等に移転するものとします。

第１０条（危険負担）
対応ハードウェアの引渡前に生じた対応ハードウェアの滅失、毀損その他一切の損害は、契約者の責めに帰すべきものを除き当社の負担とし、対応ハードウェアの引渡後に生じたこれらの損害は、当社の責めに帰すべきものを除き契約者の負担とします。

第１１条（不可抗力）
天災地変、紛争等、当社の責めによらない事由により、当社から契約者への商品引渡しに支障が生じた場合であっても、当社は契約者に対して何ら損害賠償の責めを負わないものとします。

第１２条（保証期間）
1.対応ハードウェアの保証期間は、第３条及び第５条に定める引渡日から１年間とします。
2.前項に定める保証期間内に、契約者から当社に対し、対応ハードウェアの種類又は品質もしくは設置工事に関して、売買契約の内容に適合しない旨の通知があったときは、当社は無償で修理又は良品交換もしくは追加工事をするものとします。ただし、契約者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでありません。
3.第１項に定める保証期間内に、当社の責めに帰さない事由により生じた対応ハードウェアの故障等については、当社は前項の責任を負わないものとします。なお、当該故障等が発生した場合、当社は、以下の各号に定める作業を有償で行い、契約者は当社の見積に基づき、当該作業に対する作業費、出張費を支払うものとします。
① 契約者の要請による対応ハードウェアの移設、撤去などの作業
② 誤操作、落下等契約者の責めによる対応ハードウェアの損傷、故障の修復
③ 当社又は当社の指定する第三者以外による改装、若しくは修理による損傷、故障の修復作業
④ 事故、自然災害による損傷、故障の修復作業
⑤ 前各号における作業の作業員の出張費用

以上

別紙３　USEN Camera のトライアル利用に関する特則

1 USEN Camera は、利用契約の締結前に限りトライアルで利用（以下「トライアル利用」といいます。）することができます。トライアル利用を希望する者（以下、「利用希望者」といいます。）は、当社所定の方法により申請し、当社が認めた場合にトライアル利用を行うことができます。

2 トライアル利用には、本別紙に別段の定めがある場合を除き、本約款の各規定を準用します。この場合において、本約款の「契約者」を「トライアル利用者」と読み替えるものとします。

3 トライアル利用の期間は、利用希望者の申請に基づき当社が定める期間とし、当社が認めた場合には延長することができます。

4 利用希望者は、トライアル利用の期間満了日の 7 日前までは、いつでも利用契約の申込みをすることができます。この場合、利用契約の成立日にトライアル利用は終了し、当該成立日を本サービスの利用開始日とします。

5 当社がトライアル利用者（利用希望者を含みます。）と連絡を取れない場合、又はトライアル利用の期間満了日の 7 日前までに利用希望者から利用契約の申込みがない場合、当社は、期間満了日を待たずに直ちにトライアル利用を終了させることができるものとします。

6 トライアル利用者は、トライアル利用の中止を希望する日の前日までに当社に申し出ることにより、トライアル利用を中止することができます。

7 トライアル利用者は、トライアル利用が終了又は中止された場合、直ちに当社の指示に従い貸与機器を返還するものとします。トライアル利用の期間中又は返還時に、当社から貸与を受けた機器を毀損し、又は滅失、紛失、盗難その他の理由により返還できなくなった場合、トライアル利用者は、料金表に定める紛失・損害金に相当する額を支払うものとします。

8 当社は、トライアル利用の環境を現状有姿で提供するものとし、その完全性、正確性、有用性等に関して一切の保証を行わず、トライアル利用に起因してトライアル利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

別紙４　料金表

通則

1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、月額利用料金は暦月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、暦月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、各種料金を合計した額を契約者へ請求します。

3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第 1 項の暦月の起算日を変更することがあります。

4 当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

5 契約者は、料金表の規定に基づく利用料金を、当社が定める期日までに、別途、契約者が利用申込書で指定した方法により支払うものとします。

6 本サービスに関する利用料金額の表示は、消費税等相当額を含まない表示とし、契約者は料金表に定める額に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。ただし、料金表にて課税対象外である旨を明示した料金については、この限りではありません。

7 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、利用料金を減免することがあります。

8 当社は、前項の規定により利用料金の減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを通知します。

9 本通則は、別段の定めがある場合を除き、本別紙以外の料金表にも適用されます。

料金表

1．利用料

（1）初期費用

項目	金額
USEN Camera ライト　設置設定費 1 台目	40,000 円／台
USEN Camera ライト　設置設定費 2 台目以降	20,000 円／台
USEN Camera（スタンダード・SD・SD プラス）　設置工事代 1 台目	40,000 円／台
USEN Camera（スタンダード・SD・SD プラス）　設置工事代 2 台目以降	20,000 円／台
NEXT クラウドビュー　設置工事代 1 台目	40,000 円／台
NEXT クラウドビュー　設置工事代 2 台目以降	20,000 円／台

（2）月額利用料金

USEN Camera ライト　（通常プラン）		
録画日数	SD 画質 512Kbps	HD 画質 1.0Mbps
7 日	1,650 円／台	2,150 円／台
14 日	2,650 円／台	3,150 円／台
31 日	3,650 円／台	4,150 円／台
2 ヶ月	4,650 円／台	5,150 円／台
3 ヶ月	5,150 円／台	5,650 円／台
6 ヶ月	5,650 円／台	6,150 円／台
12 ヶ月	7,150 円／台	7,650 円／台

USEN Camera ライト（定額プラン）					
録画日数	1 台目	2 台目	3 台目	4 台目	5 台目以降
7 日（SD 画質）	1,650 円	1,050 円	1,350 円	1,350 円	−
7 日（HD 画質）	2,150 円	1,550 円	1.850 円	1,850 円	−
15 日（SD 画質）	2,150 円	1,450 円	1,800 円	1,800 円	−
15 日（HD 画質）	2,650 円	1,950 円	2,300 円	2,300 円	−
31 日（SD 画質）	2,650 円	2,450 円	1,650 円	1,350 円	1.950 円
31 日（HD 画質）	3,150 円	2,950 円	2,150 円	1,850 円	2,450 円

USEN Camera スタンダード　レンタル（UAC-02）				
録画日数	1 台目	2 台目	3 台目	4 台目
7 日	2,750 円	4,950 円	7,150 円	9,350 円
14 日	3,200 円	5,850 円	8,500 円	11,150 円
30 日	3,650 円	6,950 円	10,250 円	13,550 円
60 日	4,750 円	8,950 円	13,150 円	17,350 円
90 日	5,600 円	10,650 円	15,700 円	20,750 円
180 日	8,050 円	15,550 円	23,050 円	30,550 円
365 日	12,450 円	24,350 円	36,250 円	48,150 円

USEN Camera スタンダード　レンタル（UAC-03）				
録画日数	1 台目	2 台目	3 台目	4 台目
7 日	3,300 円	6,050 円	8,800 円	11,500 円
14 日	3,850 円	7,150 円	10,450 円	13,750 円
30 日	4,300 円	8,050 円	11,800 円	15,500 円
60 日	5,600 円	10,650 円	15,700 円	20,750 円
90 日	6,950 円	13,350 円	19,750 円	26,150 円
180 日	10,000 円	19,450 円	28,900 円	38,350 円
365 日	16,400 円	32,250 円	48,100 円	63,950 円

USEN Camera スタンダード　レンタル（UAC-05）				
録画日数	1 台目	2 台目	3 台目	4 台目
7 日	2,400 円	4,300 円	6,200 円	8,100 円
14 日	2,900 円	5,200 円	7,500 円	9,800 円
30 日	3,300 円	6,050 円	8,800 円	11,550 円
60 日	4,400 円	8,250 円	12,100 円	15,950 円
90 日	5,300 円	10,500 円	14,800 円	19,550 円
180 日	7,700 円	14,850 円	22,000 円	29,150 円
365 日	12,100 円	23,650 円	35,200 円	46,750 円

USEN Camera スタンダード　販売（UAC-02・UAC-05）				
録画日数	1 台目	2 台目	3 台目	4 台目
7 日	1,350 円	2,700 円	4,050 円	5,400 円
14 日	1,750 円	3,500 円	5,250 円	7,000 円
30 日	2,200 円	4,400 円	6,600 円	8,800 円
60 日	3,300 円	6,600 円	9,900 円	13,200 円
90 日	4,150 円	8,300 円	12,450 円	16,600 円
180 日	6,600 円	13,200 円	19,800 円	26,400 円
365 日	11,000 円	22,000 円	33,000 円	44,000 円

USEN Camera スタンダード　販売（UAC-03）				
録画日数	1 台目	2 台目	3 台目	4 台目
7 日	1,650 円	3,300 円	4,950 円	6,600 円
14 日	2,200 円	4,400 円	6,600 円	8,800 円
30 日	2,650 円	5,300 円	7,950 円	10,600 円
60 日	3,950 円	7,900 円	11,850 円	15,800 円
90 日	5,250 円	10,500 円	15,750 円	21,000 円
180 日	8,350 円	16,700 円	25,050 円	33,400 円
365 日	14,750 円	29,500 円	44,250 円	59,000 円

AI 分析プラン
3,250 円

USEN Camera SD プラス　レンタル（UAC-02）				
録画日数	1 台目	2 台目	3 台目	4 台目
128GB	2,750 円	3,850 円	4,950 円	6,050 円
256GB	3,300 円	4,400 円	5,500 円	6,600 円
512GB	4,400 円	5,500 円	6,600 円	7,700 円

USEN Camera SD プラス　レンタル（UAC-05）				
録画日数	1台目	2台目	3台目	4台目
128GB	2,200円	2,750円	3,300円	3,850円
256GB	2,750円	3,300円	3,850円	4,400円
512GB	3,850円	4,400円	4,950円	5,500円

USEN Camera SD プラス　レンタル（UAC-03）				
録画日数	1台目	2台目	3台目	4台目
128GB	3,300円	4,950円	6,600円	8,250円
256GB	3,850円	5,500円	7,150円	8,800円
512GB	4,950円	6,600円	8,250円	9,900円

USEN Camera SD		
プラン	タブレットなし	タブレットあり
AI分析プラン	2,150円	2,700円
ライトプラン	1,650円	2,200円
ライトプラン（屋外バレット型）	2,200円	2,750円
エントリープラン	2,200円	2,750円
バレットプラン	3,300円	3,850円
スタンダードプラン	3,300円	3,850円
デュアルプラン	3,850円	4,400円
デュアルエントリープラン	2,750円	3,300円
【増設用】UAC-01W	550円	－
【増設用】UAC-02W	1,100円	－

NEXT クラウドビュー		
録画日数	通常プラン	法人プラン
7日	1,850円／台	1,350円／台
14日	2,300円／台	1,800円／台

NEXT クラウドビュー		
30 日	2,650 円／台	2,150 円／台
60 日	3,150 円／台	2,650 円／台
90 日	3,650 円／台	3,150 円／台
180 日	5,150 円／台	4,650 円／台
365 日	7,650 円／台	7,150 円／台

2．各種手数料等

（1）各種手数料

項目	金額
契約内容変更手数料	3,300 円／ライセンス
Agent Box 再設定手数料	16,500 円／1 台
一時提供休止手数料	3,000 円／休止 1 回
SIM カード利用料	申込時に当社が指定する額
解約事務手数料	10,000 円／1 利用契約

（2）違約金

初回契約期間中に解約する場合、残期間（解約日の属する月の翌月から契約期間満了月まで）について、1 契約単位当たりの月額利用料金に、残期間の月数及び解約する契約単位数を乗じた額を、違約金としてお支払いいただきます。

初回契約期間の満了後（更新後）に解約する場合は、違約金は発生せず、（1）各種手数料に定める解約事務手数料をお支払いいただきます。

※ AI 分析サービスのみの解約については、違約金を免除します。

（3）紛失・損害金

項目	単位	金額（課税対象外）
Agent Box	1 台ごとに	15,000 円
Agent Box 用 AC アダプター	1 台ごとに	3,000 円
Agent Box 用 SD カード	1 台ごとに	3,000 円
USEN Camera ベースユニット (UAU-01B、UAU-02B 等)	1 台ごとに	30,000 円
USEN Camera AI センサーカメラ	1 台ごとに	15,000 円
USEN Camera IP カメラ （UAC-01W、UAC-02W/P、UAC-03W/WP、UAC-05W/B 等)	1 台ごとに	30,000 円
USEN Camera SD カード 32GB	1 枚ごとに	3,000 円
USEN Camera SD カード 64GB	1 枚ごとに	5,000 円
USEN Camera SD カード 128GB	1 枚ごとに	14,000 円
USEN Camera ブラケット （S/M/L 等）	1 個ごとに	5,000 円
USEN Camera PoE ハブ	1 台ごとに	10,000 円
タブレット	1 台ごとに	10,000 円

以上

2027 年 1 月 1 日　制定